

入札公告（説明書）

令和3年3月24日
東日本高速道路株式会社 新潟支社長 水口 和之

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

なお、本工事は国土交通省が推進する i-Construction に基づき、契約後提案・協議により土工、トンネル、構造物工事に関して3次元設計を活用したICT施工や工事管理の効率化を実施・検証するモデル工事である。

また、本工事は下記の試行対象工事である。

- ・ 契約締結後、労働者確保や建設資材確保に要する計画に変更があった場合、必要となる費用について設計変更を行う試行対象工事である。
- ・ 監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日推進工事（発注者指定方式）」の試行対象工事である。特記仕様書に定める対象期間において週休2日を確保した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。
- ・ 本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。

第1 基本事項（調達手続の概要）

1-1	調達機関番号	417
1-2	所在地番号	15
1-3	品目分類番号	41
1-4.	契約件名（工事名）	磐越自動車道 宝珠山トンネル工事
1-5.	契約責任者	NEXCO 東日本 新潟支社長 水口 和之
1-6.	契約担当部署	NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神1-1 (電話) 025-241-5116 (Mail) tyotatsu_niigata@e-nexco.co.jp
1-7.	競争契約の方法	一般競争入札
1-8.	競争参加資格の確認	事前審査方式（通知型）
1-9.	入札の方法	電子入札又は郵送入札
1-10.	落札者の決定方法	総合評価落札方式（技術提案評価型 提案I型【施工体制確認型併用】）
1-11.	入札前価格交渉の有無	無
1-12.	単価表の提出	必要 … 入札者に対する指示書[13][16]を参照のこと
1-13.	入札保証	必要 … 入札者に対する指示書[15]を参照のこと
1-14.	契約保証（履行ボンド）	必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと
1-15.	契約書の作成	必要（電子契約による）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-16.	契約図書	

(1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

①入札公告（説明書）	本書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
②標準契約書案	https://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【土木工事契約書】を使用すること
③入札者に対する指示書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【電子入札】又は【郵送入札】を使用すること
④共通仕様書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【土木工事共通仕様書（令和2年10月）】を使用すること
⑤特記仕様書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/
⑥その他契約（発注用）図面等	https://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/
⑦金抜設計書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/
⑧競争参加資格確認申請書	本書の別紙様式1-1のとおり
⑨入札書	電子入札システムの様式又は③に示す入札者に対する指示書 【郵送入札】指示書様式1のとおり
⑩単価表	上記⑦の金抜設計書により作成する
(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。	
(3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。	
(4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。 ただし、郵送により参加する場合のほか、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R配布等）により交付するので、上記1-6. 契約担当部署へその旨申し出ること。	
	契約図書の交付期間は、令和3年3月24日（水）～令和3年4月7日（水）までとする。

第2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

(1) 工事場所	磐越自動車道	自) 新潟県東蒲原郡阿賀町石間 至) 新潟県阿賀野市六野瀬
(2) 工事内容	本工事は、磐越自動車道 三川～安田間のトンネル、橋梁下部工及び土工等の施工を行う工事である。	
(3) 工事概算数量	トンネル延長 土工量 橋台 橋脚 基礎工	848 m 約 11 万m ³ 4 基 5 基 2,391 m 抗（機械掘削）
(4) 工期	契約保証取得の日の翌日から 1320 日間	

2-2. 三者協議会

本工事は、工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合に適切な方針を得るために、発注者・受注者・設計者が一堂に会して技術情報の確認及び交換を行う、工事の品質確保を促進する設計施工共同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施する対象工事である。

2-3. 余裕期間制度

本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を

行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意で設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 40 日間

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記3-3.に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記3-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第6条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年3月31日において、工事種別「土木工事」に係るNEXCO 東日本の『平成31・32年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）で、かつ当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が1400点以上の者であること（上記再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数が1400点以上であること。）、又は経営事項評価点数が1400点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数が1400点以上であること。）による2者で構成された特定建設工事共同企業体・甲型（共同施工方式）（以下「特定JV」という。）であること。なお、特定JVの場合は、全ての構成員が3-1.に示す競争参加資格を満たすこと。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域4（新潟支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域4（新潟支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成17年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記全ての同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り施工実績として認める。

同種工事：下記のa)及びb)の施工実績は同一工事において有する必要はない。

【単体及び特定JVの代表者】

- a) NATMIにより施工した内空面積60m²以上で、かつ施工延長500m以上あるトンネル工事
- b) オールケーシング工法により施工した杭長20m以上の場所打ち杭の工事

【特定JVの代表者以外】

- a) NATMにより施工した内空面積 30m² 以上で、かつ施工延長 200m以上あるトンネル工事
- b) オールケーシング工法により施工した杭長 10m以上の場所打ち杭の工事

本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

また、工事成績評定点合計（以下、「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

- イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事
- ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

(6) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。
- 1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - 2) 当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・本工事に係る設計業務等の受注者

- ・磐越自動車道 宝珠山トンネル詳細設計（受注者：株式会社 千代田コンサルタント）
- ・磐越自動車道 草木高架橋基本詳細設計（受注者：株式会社 建設技術研究所）

(7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。
- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工管理業務の受注者

- ・令和 2 年度 磐越自動車道 新潟工事区施工管理業務（受注者：株式会社東建工営）

(8) 審査基準日において、特定JVを構成する場合は、次に示す事項を全て満たすこと。

- ① 全ての構成員が、上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を得てから 5 年以上の営業期間を有していること。ただし、許可を得てからの営業時期が 5 年未満であっても、相当の工事実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると契約責任者が認める場合は、これを同等として取扱うことがある。
- ② 全ての構成員が、国家資格を有する主任技術者又は上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を、本工事に専任で配置できること。
- ③ 「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の案（入札者に対する指示書書式 1-1. 以下「協定書案」という。）が提出されていること。
- ④ 全ての構成員が、構成員 2 名の場合は 30%以上の出資比率を有し、かつ、代表者の出資比率が構成員中最大であること。

(9) 審査基準日から入札・開札を経て相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）におい

て、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1〔1〕「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願ひ」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i)～iv)までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

なお、技術資料に記載した内容を証明する書類については、申請書提出時に添付する必要はない。

申請書（様式）	記載事項
---------	------

競争参加資格確認申請書（様式1-1）			必要事項を記載のうえ記名すること。 その他補足事項については、入札者に対する指示書[9]〔3〕①を参照のこと。
技術資料の提出について（様式1-2）			必要事項を記載のうえ記名すること。
技術資料 (様式2)	企業に求める 実績等	企業の同種工事 の施工実績	上記3-1. (5)に示す「同種工事」を満たす施工実績を記載すること。
協定書案（入札者に対する指示書式1-1）			特定JVにより本件競争入札へ参加を希望する者は、協定書案を入札者に対する指示書[9]及び指示書式1-1に基づき作成すること。 単体により競争参加を希望する者は作成不要である。 なお、提出する協定書案は、あくまでも案であるため、競争参加資格申請の時点で構成員の押印を必要としないが、落札者となつた場合には、協定書案と同内容の協定書を構成員間で締結しなければならないことに留意すること。

(2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

- ① 提出期間 入札公告の翌日から令和3年4月7日（水）16時まで
 ② 提出場所 上記1-6. 契約担当部署のとおり
 ③ 提出方法 電子入札システム又は持参、書留郵便若しくは信書便【提出期限内に必着のこと】
 　※ 申請書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は書留郵便若しくは信書便による提出とし、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。
 　※ 電子入札システムより書類を提出する場合は、確認申請書等への押印は不要とする。ただし、持参、書留郵便若しくは信書便により提出する場合は、押印をしなければならない。

④ 提出書類 上記3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」

(2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 令和3年4月22日（木）

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（技術提案評価型 提案I型【施工体制確認型併用】）とは、上記3-4. 競争参加資格の確認において、競争参加資格があると認められた入札者から当社が示す設計図書に基づく標準案に対する技術提案書の提出を求め、その提案内容に基づき技術的な評価（技術提案評価）と品質

確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、提案内容を含む施工内容の確実な実現性に基づく評価（施工体制評価）の技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、下記 5-3. 落札予定者の決定に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書及び施工体制に係る評価項目及び配点は次のとおりとし、技術評価の配点合計は 30 点とする。

(1) 技術提案等に関する技術評価点

評価項目					配点
技術提案	評価項目①	性能・機能等	性能・機能	覆工コンクリート（中流動コンクリート）の品質向上に関する技術提案	10 点
	評価項目②	自由設定項目	自由設定項目	現場業務の生産性向上（品質管理、出来形管理、安全管理、等）に関する技術提案	10 点
技術評価点のうち技術提案評価点（満点）					20 点

(2) 施工体制に関する施工体制評価点

評価項目		配点
品質確保の実効性		5 点
施工体制確保の確実性		5 点
技術評価点のうち施工体制評価点（満点）		10 点

4-3. 技術提案書の作成

(1) 入札者は、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術提案書作成説明書」に従うこと。

確認書（様式）	作成にかかる留意事項
（様式-提案 1） 技術提案書の提出について	◇必要事項を記載のうえ記名すること
（様式-提案 2） 技術提案書（1／3）	◇必要事項を記載のうえ記名すること
（様式-提案 3、4） 技術提案書（2／3） 技術提案書（3／3）	<p>◇評価項目ごとに 1 つまでの技術提案を記載すること</p> <p>◇技術提案毎に A4 サイズ 1 枚（片面）を限度として提案を行うこと (例：評価項目①に対し 1 つの技術提案、評価項目②に対し 1 つの技術提案を行う場合の技術提案書の最大枚数は「A4 サイズ 2 枚」。)</p> <p>◇技術提案の内容を補足する図面等がある場合は、評価項目ごとに A4 又は A3 サイズ 1 枚（片面）に限り添付することができる。</p> <p>◇複数の施工技術を用いた提案の取扱い 複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価の対象としない。ただし、それぞれの施工技術が一体不可分であり、一連で機能・性能を発揮するものは、1 つの施工技術とみなし評価対象とする。</p> <p>◇過度なコスト負担を要する提案の取扱い 評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない（提案としては評価する）。</p>

4-4. 技術提案書の提出

(1) 入札者は、技術提案の有無にかかわらず、次に示すとおり技術提案書を提出しなければならな

い。

- ① 提出期限 令和 3 年 5 月 25 日（火）16 時まで
- ② 提出場所 上記 1-6. 契約担当部署
- ③ 提出方法 持参、書留郵便若しくは信書便【提出期限までに必着のこと】
※提出部数は、正 1 部、副 3 部とする。

4-5. 技術提案の内容に関するヒアリング等

- (1) 技術提案が有るとして技術提案書の提出を行った全ての入札者に対し、個別に、技術提案の内容にかかるヒアリング（技術交渉）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリングの実施日時は、令和 3 年 5 月 31 日（月）から令和 3 年 6 月 18 日（金）までの間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、申請書（様式 1-1）に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。
- (3) ヒアリングの結果、NEXCO 東日本が入札者に対し技術提案の改善を求めた場合又は入札者から技術提案の改善希望があった場合、入札者は、次に示すとおり改善技術提案書を提出するものとする。
 - ① 提出期限 令和 3 年 6 月 22 日（火）16 時まで
 - ② 提出場所 上記 1-6. 契約担当部署
 - ③ 提出方法 持参、書留郵便若しくは信書便【提出期限までに必着のこと】
※提出部数は、正 1 部、副 3 部とする。

4-6. 技術提案書の採否の確認等

- (1) 契約責任者は、入札者からの技術提案書（又は改善技術提案書）に基づき、当該入札者の技術提案書の採否について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。
※確認結果通知予定日 令和 3 年 7 月 8 日（木）
- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。
なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。
- (3) 契約責任者は、上記(1)において技術提案書の採否の確認の他、採用するとした技術提案書の内容を下表に示す基準に基づき評価する。
なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価項目				評価基準			
技術提案	評価項目① ／評価項目②	性能・機能等 ／自由設定項目	性能・機能 ／自由設定項目	評価は、評価項目ごとに各評価者が下表の評価基準に基づき評価（採否及び評価点の付与）を行い、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその技術評価項目の評定点とする。（小数第4位以下切捨て）			
				評価	評価基準	評価項目①	評価項目②
				優	内容が具体的で確実な効果が期待できる優れた提案である。	10.000 点	10.000 点
				良上	優と良の中間の提案である。	7.500 点	7.500 点
				良	内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である。	5.000 点	5.000 点
				良下	良と可の中間の提案である。	2.500 点	2.500 点
				可 評価なし	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である。	0点	0点
				提案なし 不採用	・技術提案書に技術提案を「無し」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。 ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を「有り」としている。	0点	0点
				欠格	・技術提案書を未提出又は白紙提出 ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を「無し」としている、又は施工意志が「有り」と判断できない。	—	—

		<p>◇留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 求める評価項目に対する記載内容の全て又は一部が、当該工事の設計図書に適合しない、関連法令に抵触する、若しくは当該工事で採用できない場合、当該記載内容を不採用とする。 ② 求める評価項目の全てを不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている標準案による施工意志の有無に従い対処する。 ③ 記載内容の一部を不採用とした場合、当該箇所を除いた記載内容に対して評価点を付与する。 ④ 不採用とした以外のすべての記載内容は履行義務を負うものとする。 ⑤ 1つの評価項目に対し技術提案が1つを超える技術提案が記載されている場合、記載順に1つの技術提案で評価を行い、1つを超える技術提案は加点評価の対象としない。ただし、1つを超えて記載された技術提案についても採否の判定を行い、不採用とされたものを除いて履行義務を負うものとする。 ⑥ 添付資料を参照としないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とする。 ⑦ 技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価に用いない。 ⑧ 1つの技術提案が、1つの施工技術を用いた内容となっておらず、複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価対象としない。ただし、それぞれの施工技術が一体不可分であり、一連で機能・性能を発揮するものは、1つの施工技術とみなし評価対象とする。 <p>【複数と認められる提案例】</p> <p>提案内容： ○○に関する提案</p> <p>施工方法等：・××を行う ・▼▼を行う ・■■を行う</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>異なる着目点、施工段階及び対象に対する複数の施工技術を用いる提案や、個別の施工技術を複数組み合わせることにより、より効果を高める提案</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> ⑨ 過度なコスト負担を要する提案は、評価項目に対するより優れた提案であっても、他の過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。（提案としては評価する） 本工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 覆工コンクリート（中流動コンクリート）の品質向上に関する技術提案 <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート種別の規格・仕様を変更する提案 2) 現場業務の生産性向上（品質管理、出来形管理、安全管理、等）に関する技術提案 <ul style="list-style-type: none"> ・施工管理要領等で規定する基準以上の管理手法の提案
--	--	---

4-7. 施工体制確認

施工体制の確認は、どのように施工体制を構築し、その体制が品質確保の実効性・確実性の向上につながるかを確認するため、開札後に、原則として、契約制限価格の範囲内の価格で入札したすべての入札者に対して入札時に提出された単価表や追加で求める資料（施工体制確認資料）に基づき施工体制の確認を行う。

4-8. 施工体制確認資料の提出要請

入札者のうち、その入札価格が「工事における低入札価格調査について（要領）」（以下「低入札価格調査要領」という。）1-3に規定する調査基準価格に満たない者に対して、施工体制確認資料の提出を求める。

なお、施工体制確認資料の提出要請は、記 5-2. ④の開札の後、令和 3 年 8 月 18 日（水）までに入札者（入札者が申請書に記載した担当者）宛て電子メール等により要請する。

4-9. 施工体制確認資料の作成

上記 4-8. により施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、低入札価格調査要領 2-3-2. (1). ①に規定する求める調査資料のうち、以下に示す項目について別紙 1「低入札価格調査資料作成要領」に基づき別紙 2「様式」を作成するものとする。

様式番号	資料名称
様式 1	施工体制確認資料の提出について (留意事項) ※「低入札価格調査資料の提出について(重点調査)」を「施工体制確認資料の提出について」に書換 ※「代表取締役名及び代表取締役押印」は削除 ※「3. 提出書類の様式番号・資料名称」は「以下の内容」に書換
様式 3-1	入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書
様式 3-2	現場管理費の内訳書
様式 4	コスト縮減額調書
様式 5	下請予定業者一覧表
様式 6	配置予定技術者名簿
様式 9-2	資材購入予定先一覧
様式 10-2	機械リース元一覧
様式 11-1	労務者の確保計画
様式 11-2	工種別労務者配置計画
様式 12-1	建設副産物の搬出地
様式 12-2	建設副産物の搬出に関する運搬計画書
様式 13	資材等の搬入に関する運搬計画書
様式 14-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式 14-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式 14-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式 15-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式 15-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式 17	施工体制台帳

（注意）ここに記す『様式〇』とは、本件工事に係る「入札公告（説明書）」の様式でなく、「工事における低入札価格調査について（要領）」（令和元年 6 月 24 日）の別紙 1. 『低入札価格調査資料作成要領 3. 作成内容の「重点調査』』の様式番号に対応していることに留意する。

4-10. 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を、次のとおり提出するものとする。

- ①資料の提出期限 令和 3 年 8 月 23 日（月）16:00 まで
②資料の提出場所 上記 1-6. 契約担当部署のとおり
③資料の提出方法 持参、書留郵便又は信書便（提出期限の日までに必着のこと）により提出すること。

なお、提出部数は 2 部（正 1 部、副 1 部）とする。

- ④その他 施工体制確認資料提出期限以後の提出後の修正及び再提出は認めない。
また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は下記 4-11. (1)において不適と判断し、当該者が行った入札を無効とする。

4-11. 施工体制確認の評価（施工体制評価点）

- (1) 契約責任者は、施工体制確認の評価を下記に示す基準に基づき評価する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価項目	評価基準
品質確保の実効性	<p>以下の順位で評価する。</p> <p>①工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合</p> <p>②工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合</p> <p>なお、以下の場合は不適とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料が全部又は一部未提出の場合など
施工体制確保の確実性	<p>以下の順位で評価する。</p> <p>①工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合</p> <p>②工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合</p> <p>なお、以下の場合は不適とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料が全部又は一部未提出の場合など

(2) また、施工体制確認の評価の結果、工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性について、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められなかつた場合は、上記4-6. (3)により得られた技術提案の評価点を次の方法により技術評価点を算出するものとする。

技術評価点 = 技術提案に関する技術評価点 × (施工体制評価点/10点) + 施工体制評価点

第5 入札・開札・落札予定者の決定

5-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|--|
| ① 入札書 | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| ② 単価書 | 入札者に対する指示書[13][16]を参照のこと
※ <u>PDF形式に変換した単価表データ及びMicrosoft Excelデータを添付すること</u> |
| ③ 総合評定値通知書（経審）の写し | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |
| ④ 入札ボンド | 入札者に対する指示書[15]を参照のこと |

5-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| ① 入札書の提出期限 | 令和3年8月16日（月）16時まで |
| ② 入札書の提出場所 | 上記1-6. 契約担当部署のとおり |
| ③ 入札書の提出方法 | <u>電子入札システム又は書留郵便若しくは信書便</u> （配達日指定郵便等により提出期限の日までに必着のこと）
※入札者に対する指示書[16]から[20]を参照のこと |
| ④ 開札執行日時 | 令和3年8月17日（火）13時30分 |
| ⑤ 開札執行場所 | 上記1-6. 契約担当部署のとおり |
| ⑥ その他 | 入札者は、上記4-6. 技術提案書の採否確認等の採否確認結果通知において、提案した内容が採用された場合は、採用された技術提案の内容に基づく入札を行うこと。
なお、入札書の提出の際に、採用された技術提案の見直し提案等の再度の提示・提出は認めないものとし、見直し提案等の事 |

実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

5-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。
- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

①評価値（100点）＝価格評価点+技術評価点

②価格評価点（配点30点）… 次に示す算式により算定する。

$$\text{価格評価点（配点30点）} = \text{式A} \times 0.5 + \text{式B} \times 0.5$$

なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

(式A)

$$\text{式A} = \text{価格評価点の配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式Aの評価は「価格評価点の配点+定数」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では40点とする。
3. 式Aは小数点4位以下は切り捨てとする。

(式B)

$$\text{式B} = \text{価格評価点の配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、式Bの評価は「価格評価点の配点+定数」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では40点とする。
3. 式Bは小数点4位以下は切り捨てとする。

③技術評価点（配点30点）… 上記4-6.(3)及び4-11.(1)並びに4-11.(2)に示す評価基準により算定する。

- (3) 契約責任者は、落札予定者と決定した者に対し、技術資料に記載した内容を証明するための書類（以下「証明書類」という。）の提出を次に定めるとおり求めるものとし、落札予定者はこれに従わなければならない。

①証明書類の提出期限 提出依頼の翌日から7日以内（休日を含まない）

②証明書類の提出場所 上記1-6.契約担当部署

③証明書類の提出方法 持参、書留郵便又は信書便。（提出期限までに必着のこと）

証明書類受領後は、書類の訂正・差し替えは認めないので、十分に確認のうえ提出すること。

④証明書類の内容 技術資料作成説明書のとおり

契約責任者は、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合、証明書類で申請書の記載内容が確認できない場合は、落札予定者が行った入札を無効とし、開札の結果による次順位者を落札予定者と決定して証明書類の提出を求ることとする。

なお、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合には、その状況により競争参加資格停止等措置を講じる場合がある。

- (4) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

5-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

(2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第6 三者協議会

6-1. 三者協議会の実施方法等

上記2-2に示す本件工事における三者協議会の実施方法等を以下に示す。

- (1) NEXCO 東日本が、本件工事の三者協議会への参加について設計者の同意が得られた場合は、本件工事の落札者である施工者は、NEXCO 東日本及び設計者と「三者協議会の開催に關わる協定書」を締結するものとする。
- (2) 三者協議会の開催は、次に該当した場合に、必要的都度開催する。
なお、開催に關わる事務は NEXCO 東日本が行うものとする。
 - 1) 工事着手前に本件工事の設計の理念及び意図を確認する場合
 - 2) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合
 - 3) その他、施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合
- (3) 三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用は、NEXCO 東日本が負担する。

第7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 入札公告の日から令和3年7月27日（火）までの行政機関の休日を除く毎日、10時から16時まで
- ② 受付場所 上記1-6. 契約担当部署のとおり
- ③ 受付方法 質問書面（別紙質問書様式）を持参、書留郵便若しくは信書便又は電子メールにより提出すること（受付期間内に必着のこと）。
普通郵便・FAXによるものは受け付けない。なお、持参又は郵送等により提出する場合において、質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

- ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日5日以内
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する
https://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<https://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

- (1) 前金払 有：請負代金が 500 万円以上の場合には「有」、500 万円未満の場合には「無」とし、「有」の場合は請負契約書第 35 条第 1 項に基づき前金払いの請求をすることができる。
- (2) 部分払 有：請負契約書 38 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

7-5. 火災保険等の付保

特記仕様書に記載のとおりとする。

7-6. WTO に規定する継続工事の有無

本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約の方法により締結する予定の有無：無

7-7. 単品スライド条項の適用

請負契約書 26 条 5 項（単品スライド）及び同条第 6 項（インフレスライド）について適用する。

7-8. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111（代表））に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-9. 契約後の技術評価項目の取扱い

- (1) 本工事の受注者は、上記 4-6. 技術提案書の採否確認等の確認結果通知において、提案した内容が採用されている場合は、施工計画書に技術提案の内容に関する事項を記載するものとし、技術提案の内容に係る施工に先立ち、その履行確認方法を NEXCO 東日本と協議を行うこと。
- (2) 工事中における採用された技術提案の内容の変更は原則認めない。
- ただし、受注者から合理的な理由に基づく技術提案内容変更の申し出があり、かつその変更する内容が上記 4-6. 技術提案書の採否確認等で採用された技術提案（以下「採用された技術提案」という。）を下回らないと認められた場合は、この限りではない。
- なお、変更された提案内容を採用する場合、土木工事共通仕様書「1-66 VE 提案に関する事項」は適用しない。
- (3) 工事中において採用された技術提案内容の履行が、受注者の責によらず、請負契約書第 18 条や 19 条等発注者の理由により不可能となった場合は、採用された技術提案の履行義務は消滅する。
- (4) 採用された技術提案より、設計図書において施工方法等に関する指定のない部分について、受注者の責任は軽減されない。
- (5) NEXCO 東日本は、技術提案の内容について、工業所有権が設定されているものを除き、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、本工事以外の工事等において無償で使用する場合がある。
- (6) 採用された技術提案の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により技術提案内容の履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）
- また、請負契約書第 26 条の 2 項に基づき未履行額を請求する。

7-10. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常

的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付、国総建第 119 号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。

(3) 上記(1)又は(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

7-11. 競争参加資格に関する留意事項

(1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

7-12. 間接工事費の変更

本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である

営 繕 費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

7-13. 入札の辞退

競争参加者は、入札書を提出する前において、自由に入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、入札に対する指示書の定めにかかわらず、上記 1-6. 契約担当部署へ辞退書を以下のとおり提出することとする。

なお、入札書の提出期限までに入札書・辞退書いずれも提出されなかった場合は、当該競争参加者は入札を辞退したものとみなす。

- ① 競争参加資格申請を電子入札システムにより行った場合

電子入札システムの「入札書」作成画面において「辞退書」を提出

- ② 競争参加資格確認申請書を持参、書留郵便若しくは信書便により提出した場合

持参、書留郵便若しくは信書便により提出

7-14. その他

本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。

技術資料作成説明書（技術資料様式）

1. 競争参加資格確認申請における提出書類

競争参加資格確認申請において、下表に示す申請書の提出を行うこと。なお、申請内容を証明するための資料（以下「証明資料」という。）については、入札公告に記載のとおり、落札予定者と決定した者に對し提出を求めるものとする。

番号	様式内容
様式 1－1	競争参加資格確認申請書
様式 1－2	技術資料の提出について
様式 2	技術資料

・提出期限日 令和 3 年 4 月 7 日（水）16 時まで

2. 様式のデータファイル提供について

様式 2（技術資料）については、xlsx 形式（Microsoft 社の「Excel2007」以降のバージョンで作成したデータ。以下同じ。）のデータファイルで提供する。

3. 申請書及び証明資料の提出方法

様式	様式内容	データファイル名	作成ファイル名	作成サイズ
様式 1－1	競争参加資格確認申請書	PDF 形式	様式 1－1_申請書（会社名）	A 4
様式 1－2	技術資料の提出について	PDF 形式	様式 1－2_技術資料の提出について（会社名）	A 4
様式 2	技術資料	<u>PDF 形式及び</u> <u>xlsx 形式</u>	様式 2_技術資料（会社名）	A 3

（1）電子入札システムの場合

申請書及び証明資料の提出にあたっては、上表に示す作成サイズ・ファイル名により各様式を PDF 形式で作成し、保存したデータを添付すること。また、様式 2 については、PDF 形式及びxlsx 形式の両方を提出すること

なお、PDF 形式で提出するデータファイルは以下に示すとおり作成すること。

《PDF ファイルの作成》

①NEXCO 東日本から提供されたxlsx 形式に必要事項を記載する。

②上記①で作成したデータを紙印刷する。

③上記②で印刷した様式をスキャナ等により PDF 化する。

（2）持参、書留郵便若しくは信書便の場合

申請書及び証明資料の提出にあたっては、上表に示す作成サイズにて紙に印刷し、提出すること。提出部数は 2 部（正 1 部、副 1 部）とする。

4. 技術資料（様式 2）記載上の注意事項及び証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の末尾にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすること。

(1) 企業の同種工事の施工実績

平成 17 年度以降に元請けとして完成及び引渡しが完了した下記の施工実績を有すること。

ただし、a) 及びb) の施工実績は、同一工事において有する必要はない。

同種工事	<p>【単体及び特定 J V の代表者】</p> <p>a) NATMにより施工した内空面積 60m² 以上で、かつ施工延長 500m 以上あるトンネル工事</p> <p>b) オールケーザリング工法により施工した杭長 20m 以上の場所打ち杭の工事</p> <p>【特定 J V の代表者以外】</p> <p>a) NATMにより施工した内空面積 30m² 以上で、かつ施工延長 200m 以上あるトンネル工事</p> <p>b) オールケーザリング工法により施工した杭長 10m 以上の場所打ち杭の工事</p>	
	<p>①平成 17 年度以降に元請けとして完成及び引渡しが完了した同種工事の施工実績をそれぞれ 1 件記載すること。</p> <p>なお、a) 及びb) の施工実績は、同一の工事において有する必要はない。</p> <p>②記載した工事が次のイ) 又はロ) に該当しないこと。</p> <p>イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事</p> <p>ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事</p> <p>③共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20% 以上であること。</p>	<input type="checkbox"/>
記載上の注意事項	<p>①当該工事のコリンズ竣工工事カルテ受領書及び工事カルテの写しを添付すること。</p> <p>②コリンズの登録内容で記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができる書類の写しを添付すること。</p> <p>③施工実績が平成 17 年以降に完成及び引渡しが完了した工事である場合は、評定点合計を発注者から通知された写しを添付すること。</p> <p>なお、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成及び引渡しが完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書(写し)を添付することができない場合は、入札公告 1-6. 契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前(休日を除く)までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限 5 日前(休日を除く)までに書留郵便若しくは信書便又は持参により提出すること。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
証明資料		<input type="checkbox"/>

以上

技術提案書作成説明書

1. 技術提案書の提出

入札者は、入札公告に示す評価項目に対する技術提案の有無に応じて、下表に示す技術提案書及び見積書を作成し提出を行うこと。なお、技術提案書の提出に併せ、技術提案の記載内容を補足するための資料(以下「添付資料」という。)を提出することができる。

番号	様式内容	作成 サイズ
様式-提案 1	技術提案書の提出について	A 4
様式-提案 2	技術提案書 (1/3)	A 4
様式-提案 3	技術提案書 (2/3)	A 4
様式-提案 4	技術提案書 (3/3)	A 4

- 提出期限日 令和 3 年 5 月 25 日 (火) 16 時まで

2. 技術提案書及び添付資料の提出方法

技術提案書及び添付資料の提出方法は、持参、書留郵便若しくは信書便とする。なお、提出にあたっては、上表に示す作成サイズにて紙に印刷し、提出すること。提出部数は4部(正1部、写3部)とする。

3. 技術提案書の作成

入札者は、評価項目に対する技術提案の有無に応じて、下記の様式により技術提案書を作成すること。

入札者が技術提案を行う範囲	提出様式
① 全ての評価項目に対し技術提案を行う場合	「様式-提案2」及びすべての評価項目の「様式-提案3、4」
② 評価項目に対し、技術提案を行うものと、技術提案は行わず、設計図書に示す標準案に基づく施工を行うものがある場合	「様式-提案2」及び提案を行う評価項目の「様式-提案3、4」
③ 全ての評価項目に対し技術提案は行わず、設計図書に示す標準案に基づく施工を行う場合	「様式-提案2」のみ

4. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料

各項目に係る記載上の注意事項及び添付書類の末尾にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすること。

(1) 技術提案書 (1/3) (様式-提案 2)

記載上の注意事項	①入札者より本様式の提出がない場合又は記載内容に不備がある場合は、技術提案書の提出がないものとして扱い、当該者は入札に参加することができないものとする。	<input type="checkbox"/>
	②求める評価項目ごとに、技術提案を行う意思の「有・無」、及び、提出した技術提案が不採用となった場合の標準案による施工意思の「有・無」を記載すること。	<input type="checkbox"/>
	③上記において、標準案による施工意思を「無」と記載した技術提案が不採用となつた場合、入札者は入札に参加することができないものとする。	<input type="checkbox"/>

(2) 技術提案書（2／3）（様式-提案3）及び技術提案書（3／3）（様式-提案4）

記載上の注意事項	①技術提案書は、求める評価項目ごとに、A4 サイズ1頁（片面）以内で1つ以下の技術提案を記載すること。文字の大きさは10 ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能であること。	<input type="checkbox"/>
	②1つの技術提案ごとに1枚で記載すること。なお、1枚内に複数の技術提案が記載されていると判断した場合、それぞれを別の技術提案として扱うものとする。	<input type="checkbox"/>
	③1つの技術提案は、1つの施工技術により構成されている、品質や安全に寄与する施工上の工夫や取組みであること。 ただし、1つの技術提案の効果が複数の施工技術を組み合わせなければ発揮できないなど、一体不可分な施工の形態であって、かつ、一般的にも同様の組み合わせで施工されている場合は、当該技術提案は1つの施工技術を用いているものとして扱う。この場合、当該技術提案が、複数の施工技術の組合せによる一体不可分な施工の形態であること及び一般的に使用されていることを示す施工事例等を記載すること。 1つの技術提案が、1つの施工技術を用いた内容となっておらず、複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価の対象としない。	<input type="checkbox"/>
	④1つの評価項目に対し技術提案が1つを超えて記載されている場合、記載順の1つの技術提案で評価を行い、1つを超える技術提案は加点評価対象としない。ただし、1つを超えて記載された技術提案についても採否の評価を行い、不採用とされたものを除いて履行義務を負うものとする。	<input type="checkbox"/>
	⑤添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とする。	<input type="checkbox"/>
	①求める評価項目ごとに、技術提案の記載内容の確認のため、A4 又は A3 サイズ1頁枚（片面）に限り、資料（施工状況写真、事例図面、カタログ抜粋等）を添付することができる。求める評価項目に対し添付資料が1頁を超える場合、添付資料の添付順に1頁のみを評価に用いることとする。	<input type="checkbox"/>
添付資料	②技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価に用いない。	<input type="checkbox"/>

以 上

様式一覧表

様式番号	様式名
様式 1 - 1	競争参加資格確認申請書
様式 1 - 2	技術資料の提出について
様式 2	技術資料
様式-提案 1	技術提案書の提出について
様式-提案 2	技術提案書（1／3）
様式-提案 3	技術提案書（2／3）
様式-提案 4	技術提案書（3／3）

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社

支社長 水口 和之 殿

仕入先コード（注1）

〒

住 所

会社名

代表者

印

担当者部署名

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

注意)「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO 東日本でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者（=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など）であればよい。

令和3年3月24日付けで入札公告のありました「磐越自動車道 宝珠山トンネル工事」に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- 当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人ではありません。なお、同条第4項第六号に関しては、排除要請等の対象法人ではありません。
- 当社は、上記工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある法人ではありません。
- 当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工管理業務の受注者、担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者（以下、「受注者等」という。）として本工事の発注に関与した者ではありません。また、現に受注者等ではありません。
- 当社と資本関係又は人的関係のある者は、上記工事の入札手続きには参加しません。（注2）
- 今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

1. 技術資料の提出について

注1) 仕入先コードは、有資格者名簿に記載されている10桁のコード番号を記載してください。

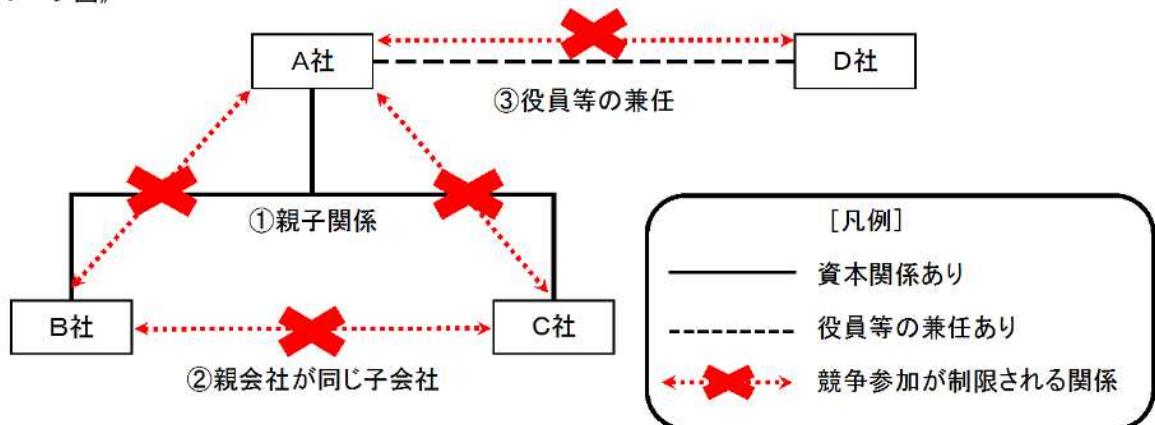
注2) 「入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係」については、別紙「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」をご確認下さい。なお、申請にあたり別紙の提出は不要です。

■競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係について

○競争参加が制限される関係(例)

- ①子会社と親会社の関係にある場合【資本関係】
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合【資本関係】
- ③役員等を兼任している場合【人的関係】

《イメージ図》

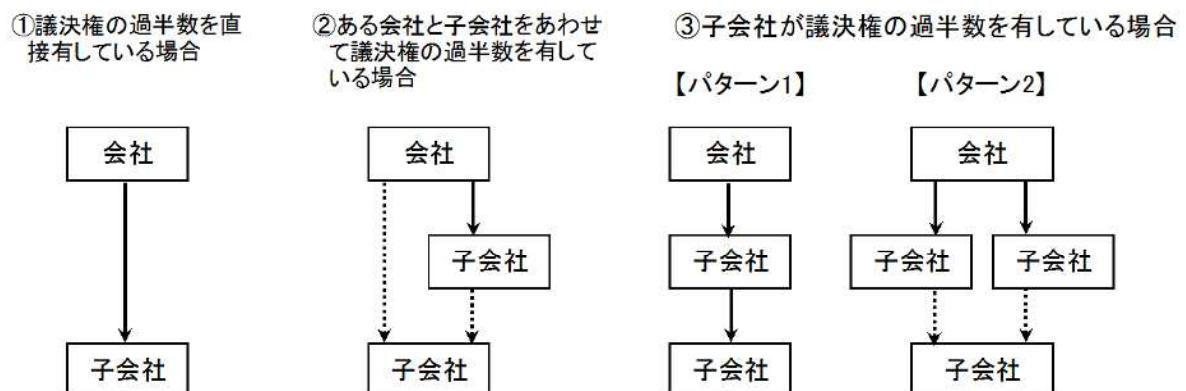


○子会社と親会社の関係(例)

ある会社からみた場合の子会社とされる会社の例は以下のとおりです。

- ①議決権の過半数を有している場合
- ②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合
- ③子会社が議決権の過半数を有している場合

《イメージ図》



※この図の「子会社」からみた「会社」が親会社となる。

[凡例]

- 議決権の過半数を有している
-→ 合算すると議決権の過半数を有している

(様式 1-2)

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長 水口 和之 殿

仕入先コード (注 1)

住 所

会社名

代表者

印

担当者部署名
担当者氏名
TEL
FAX
E-mail

注意)「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO 東日本でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であればよい。

技術資料の提出について

令和 3 年 3 月 24 日付けで入札公告のありました「磐越自動車道 宝珠山トンネル工事」について、競争参加資格を有することを証明する技術資料を作成しましたので提出します。

記

1. 技術資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 2

以 上

(様式2)

(様式-提案1)

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長 水口 和之 殿

注意)「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO 東日本でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であればよい。

仕入先コード (注1)
住 所
会社名
代表者 印
担当者部署名
担当者氏名
TEL
FAX
E-mail

技術提案書の提出について

令和 年 月 日付けで提出要請のありました「磐越自動車道 宝珠山トンネル工事」の技術提案書について、資料を作成しましたので提出します。

記

1. 技術提案書 (1/3) ······ 様式-提案2
2. 技術提案書 (2/3) ······ 様式-提案3
3. 技術提案書 (3/3) ······ 様式-提案4

以 上

技術提案書 (1/3)

会社名 ○○(株)

工事名 磐越自動車道 宝珠山トンネル工事

本工事に係る技術提案の有無及び標準案による施工意思の有無について下記のとおりといたします。

■評価項目①

覆工コンクリート(中流动コンクリート)の品質向上に関する技術提案

1. 評価項目に対する技術提案の有無	有 技術提案を行う場合に○を付すこと。	無 技術提案を行わず設計図書に示す標準案に基づく施工を行う場合に○を付すこと。
2. 評価項目に対する技術提案を「有」として、提出した技術提案が不採用となった場合の標準案による施工意思の有無	有 技術提案が採用されなかった場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合に○を付すこと。	無 技術提案が採用されなかった場合に標準案に基づいて施工する意思がない場合に○を付すこと。

■評価項目②

現場業務の生産性向上(品質管理、出来形管理、安全管理、等)に関する技術提案

1. 評価項目に対する技術提案の有無	有 技術提案を行う場合に○を付すこと。	無 技術提案を行わず設計図書に示す標準案に基づく施工を行う場合に○を付すこと。
2. 評価項目に対する技術提案を「有」として、提出した技術提案が不採用となった場合の標準案による施工意思の有無	有 技術提案が採用されなかった場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合に○を付すこと。	無 技術提案が採用されなかった場合に標準案に基づいて施工する意思がない場合に○を付すこと。

以上

技術提案書（2／3）【（改善）技術提案書】

会社名 ○○（株）

工事名 磐越自動車道 宝珠山トンネル工事

評価項目① 覆エコンクリート(中流動コンクリート)の品質向上に関する技術提案

【技術提案 1】○○について

1. 概要・特徴

2. 施工方法及び改善効果等

※施工・安全・工程に関する計画等、採用工法・資機材等の実績・根拠等がある場合は、その内容を記載すること)

図 表

施工実績:○○工事(工期:) 発注者:)

3. 履行確認方法

技術提案書（3／3）【（改善）技術提案書】

会社名 ○○（株）

工事名 磐越自動車道 宝珠山トンネル工事

評価項目②	現場業務の生産性向上（品質管理、出来形管理、安全管理、等）に関する技術提案
-------	---------------------------------------

【技術提案1】〇〇について

1. 概要・特徴

2. 施工方法及び改善効果等

※施工・安全・工程に関する計画等、採用工法・資機材等の実績・根拠等がある場合は、その内容を記載すること)

図 表

施工実績:〇〇工事(工期: 発注者:)

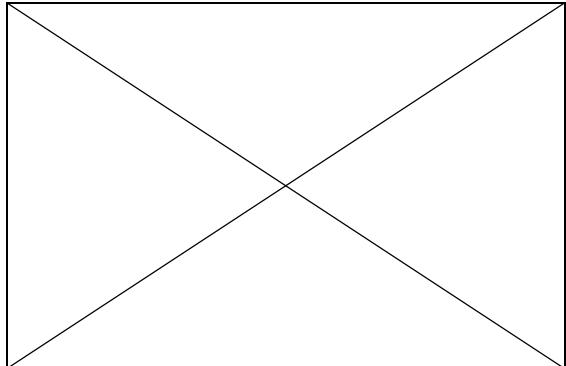
3. 履行確認方法

参考：添付資料例

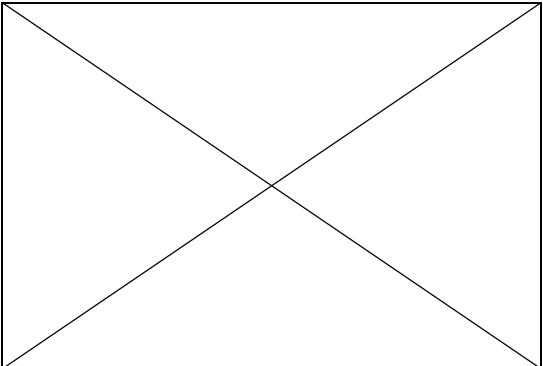
評価項目① 覆工コンクリート(中流動コンクリート)の品質向上に関する技術提案

【技術提案 1】 ○○について

○○○○施工事例写真

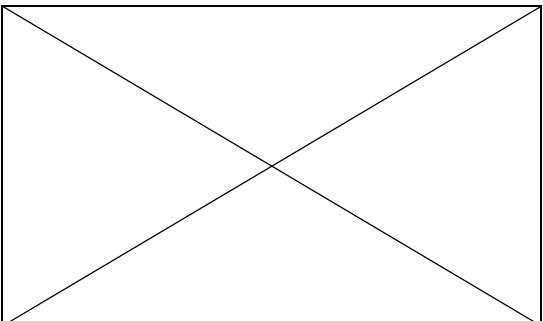


○○○○事例事例図面



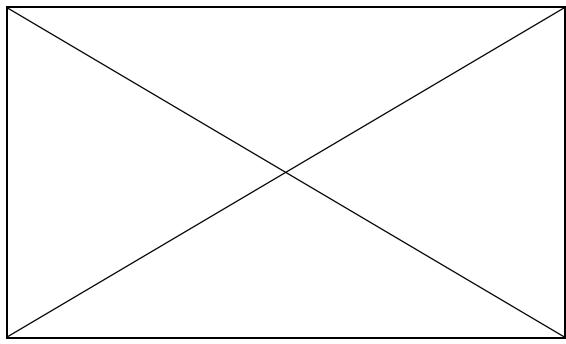
○○○○カタログ抜粋

○○○○施工機械写真



【技術提案 2】 ○○について

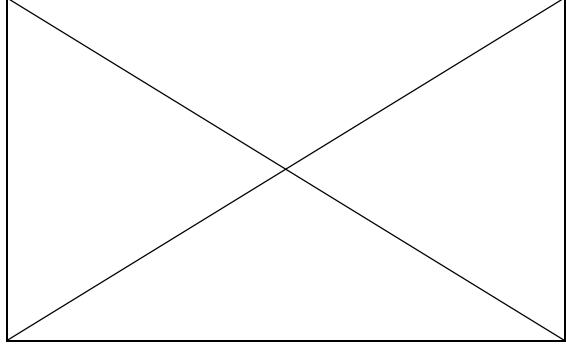
○○○○施工事例図面



○○○○カタログ抜粋

○○○○作業手順図

○○○○性能値比較事例



※添付資料は、1つの評価項目あたり1頁(片面) (A3又はA4)までとする。

質問書様式

契約件名	磐越自動車道 宝珠山トンネル工事	に係る問合せ
質問期限	令和 3 年 7 月 27 日 火曜日 16 時 00 分まで	
注意事項	<p>黄色着色個所のみに必要事項を記載のうえ、質問受付期限までに契約担当部署に下記①又は②のいずれかの方法により提出すること。</p> <p>① 持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便）の場合は、本ファイルデータを出力した書面を提出すること。なお、質問数が5問以上の場合は本ファイルデータを記録したCD-Rも併せて提出すること。</p> <p>② 電子メールの場合は、本ファイルデータをメールに添付のうえ提出すること。（受信メールアドレス：tyotatsu_niigata@e-nexco.co.jp）</p>	

提出日		質問回数	回目
住所			
事業者名			
担当者名		部署	
電話番号及び FAX番号	(電話) (FAX)	電子メール	

質問番号	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	質問の趣旨
1					
2					
3					
4					
5					

※項目が不足した場合は質問行を適宜追加すること。